

都市計画道路を考える 小金井市民の会

第16号 2017年7月6日
発行 都市計画道路を考える
小金井市民の会
連絡先 電話090-7847-3968 事務局:阿部

都知事への要請署名一萬筆を超える

昨年6月から始めた東京都知事に見直しを求める要請署名が一萬筆を超えました。昨年12月に8400筆の署名提出後、2000筆を超える署名が新たに集まったものです。今後、東京都への質問状と合わせて提出します。日程が決まりましたら、インターネットなどで、ご連絡します。

都議選アンケート 都民ファースト・辻野栄作さんの回答

都議会議員選挙の立候補者への公開アンケートを行いました。

当選した辻野栄作さんの回答を再録します。(全員の回答は「会報」15号に掲載)

★質問1 都市計画道路「小金井3・4・1号線」と「小金井3・4・11号線外」の事業化についてどうお考えですか

() 賛成
() 反対
() その他
いづれでしようか、上記に○印を付記し、その理由をお書きください

★回答 賛成・反対への回答なし
理由…いろいろなご意見を

傾聴し都市計画道路のあり方を熟慮します。その中で小金井市の自然や歴史などには配慮が必要と考えます。

★質問2 東京全体で、東京都が進めている都市計画道路についてのお考えと、今後の東京都の道路行政のあるべき姿についてお考えをお聞かせください。

★回答 都民ファーストの会としては東京都の交通ネットワークの整備を促進することを公約の一つとしていますが、個々の地域の状況も勘案し、多くの方々のご意見をお伺いしたいと考えています。



各地の住民運動の裁判

補助26号線 (板橋区大山)

大山の商店街を斜めに突っ切る道路計画、商店街がこわされ、住民の生活が破壊されると裁判に。7月3日の提訴から第7回目の裁判では、都市計画法の第1条「公共の福祉の増進」第2条「土地の合理的利用」に違反していること、交通の円滑化を實現できないこと、健康被害や環境破壊などの事業損失が巨大であり、事業損失の防止対策がなく、延焼遮断帯構想に問題があることを主張。

また、第13条の「環境配慮義務」に違反していることも。第61条で、対象の「事業が都市計画に適合」することを求め、そのため、第6条で都市計画が5年ごとに調査されることを要求しているのに、旧都市計画法で決定したことを理由に何十年も調査しないことは不合理と主張。

今回は法の理念について主張。弁護団から次回、具体的な生の声で違法性を主張するので、たくさんの方の傍聴をと、呼びかけがありました。

補助86号線 (北区志茂)

これまでの裁判で、原告は住民の生活を破壊し、環境を悪化させることのほかに、昭和43年に北清掃工場建設時に「公害防止協定」を住民と東京都が締結し、都は環境を悪化させない義務を負っていることと、86号線の都市計画決定が、旧都市計画法で定める大臣の決定も内閣の認可も得ていない違法なものであることを主張してきた。6月28日の裁判では、国と都は、「決定」の根拠を示す書類を提出することとできず、主張は破綻していることを述べ、今後は、公害防止協定を基本に、裁判所の指導で和解を勧めることを要請した。

裁判官は、弁護団の要請を事実上認めたので、和解協議に入っていくことになりました

都も国も、「決定」文書を持っていないから提出できない。決定文書ないのに「決定している」という。これでは、裁判官も国と都を勝たせることは困難。



第16回世話人会（6/8）以降の経過報告

- 6月8日 第16回世話人会
- 6月13日 武蔵小金井駅署名行動
同 都議会議員選挙立候補予定者
(3人)へのアンケート送付
- 6月14日 東小金井署名行動（雨で中止）
- 6月18日 都議会議員選挙立候補予定者
(1人)へのアンケート追加送付
- 6月21日 都議会議員選挙立候補予定者
(1人)へのアンケート追加送付
- 6月22日 「会報」臨時号（15号）
(都議会議員選挙アンケート回答特集)
- 6月23日 都議会議員選挙告示
- 6月28日 北区志茂東京地裁公判
- 6月29日 品川補助29号線、東京地裁に提
訴・報告集会
- 7月2日 都議会議員選挙投票日
- 7月3日 板橋区大山補助26号線ハッピー
ロード商店街 公判
- 7月5日 世田谷補助52号線対都交渉
- 7月6日 第17回世話人会

<今後の予定>

- 7月9日 武蔵野公園トイレ説明会
18:30南小体育館
- 7月12日 多摩地区道路住民団体連絡会
- 7月13日 3・4・11関係住民の会世話人会
- 7月27日 世田谷放射23号線公判
(東京地裁419号法廷) 14時
- 7月30日 世田谷補助52号線交流集会
9時30分
- 8月3日 第18回世話人会（予定）



東京地裁への提訴後の報告集会（6月29日）

補助29号線（品川） 原告62名が東京地裁へ事業中止求めて提訴

29日、東京地裁に62人の住民が原告となって提訴しました。

道路は、第2京浜と東海道線の間をほぼ平行に、住宅地を通る。立ち退きを迫られる住民は590棟、1000人以上に及ぶ。

品川区議会では、道路計画の廃止を求める請願を3回採択、2002年には区議会全会一致で29号線の廃止を求める意見書を東京都に提出。

ところが2012年に品川区長が「特定整備路線」候補に推薦、2014年に国交省が事業認可しました。

弁護団があげた争点は6点です。

① 昭和21年の決定は、都市計画法で定める手続きに従っていない。主務大臣の決裁も内閣の認可も得ていない違法なもので、したがって事業認可も違法。

② 「交通の円滑化」というのは欺瞞。平行

特定整備路線補助29号線（品川）の事業認可取り消しを求めて、6月

③ 「防災効果」乏しい。木造地域の火災・延焼防止のための有効な措置は、耐震化・不燃化、初期消火、消力力などが指摘されている。延焼遮断をどのようなモデルで検証したかも明らかにされていない。緊急車両通行には大規模再画時には役立たないことは東日本大震災から経験済み。初期消火に有効な手段、狭い道路に対応できる消防ポンプなど検討すべき。

④ 建設省は、「都市計画は必要に応じて見直す」ことを要請しているが、70年前に策定され、50年前に変更された計画は地域の変動に合わせて見直すべきなのに、全く見直されていない。これは、「都市再開発」といったビジネスチャンスの創出という隠された目的があるとやわがるを得ない。ゼネコンなどのために住民立ち退き、営業停止を余儀なくされる。

⑤ 環境アセスも実施されておらず、住民の安全が確保されない。

⑥ 2020年3月までの事業期間、用地取得から道路建設まで6年という建設する期間として不可能な期間。こんな短期間での計画を承認したのは国の裁量権の逸脱。

に走る第2京浜は交通減少傾向にあり、将来の交通予測も欺瞞的。

